

第2章

第4条

石油精製作業における原料課税扱いについて

改正 (蔵関第1294号)
昭41. 12. 10)
改正 (蔵関第 500号)
昭48. 4. 2)
改正 (蔵関第 290号)
平 8. 3. 31)
改正 (蔵関第 278号)
平10. 3. 31)

標記の件については、事務の簡素化と通関の迅速化を図るため、今後下記によることとしたので、了知されたい。

なお、この通達の実施に伴い、昭和32年12月27日蔵税第2161号「T 社保税工場における原料課税扱いによる航空揮発油精製作業の実施について」、昭和34年1月20日蔵税第56号「原油を使用して石油製品を製造する場合の歩留について」及び昭和39年10月31日蔵関第1446号「関税鑑査官会議（鉱物、化学製品関係）における提案事項について」のうち「原料課税扱いによる石油製品の輸入申告書の取扱について」を廃止する。

記

石油精製保税作業における原料課税は、常圧蒸留及び減圧蒸留の各段階において留出する留出品について、価格あん分方式により行うものとする。

1. 常圧蒸留留出品についての原料課税

(1) 数量の確認

原料原油（粗油を含む。以下同じ。）及び各留出品の数量の確認は、タンク検尺（レベル計（平成4年6月9日蔵関第545号「石油類等の数量確認にレベル計を使用する場合の取扱いについて」に規定する条件を充足するものとする。）による測定を含む。以下同じ。）又は流量計（原料原油数量の確認を流量計により行う場合は昭和44年11月18日蔵関第3223号「揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて」に規定する条件を充足する流量計（以下「容積式流量計」という。）に限る。）により行うこととし、これら計量器の数値が中央制御盤に表示される場合には、当該中央制御盤に表示される数値に基づき数量の確認を行つて差し支えない（数量は、昭和34年2月12日蔵税第199号「石油の数量査定及び価格鑑定について」の(7)の規定により温度15度に換算した容量とする。）。

数量の確認に当たっては、保税工場の信頼度、設備、過去の実績等を勘案し、保税作業の都度行うことなく、適宜輸入（納税）申告書記載の申告数量と工場の関係記録又は帳簿との照合により行い、特に必要と認められる場合には、スポット的に保税作

業に立ち会うことにより行うこととする。

(2) 原料課税の対象品目区分

イ タンク検尺又は容積式流量計により数量を測定する場合

常圧蒸留塔より留出する留出品を gas, Naphtha, Kerosene, gas oil 及び Bottom oil に区分し、原料課税を行うこととする。ただし、Bottom oil の数量測定ができない場合には、Naphtha, Kerosene, gas oil 及び Bottom oil に区分することとする。

ロ 差圧式流量計により数量を測定する場合

Naphtha, Kerosene, gas oil 及び Bottom oil に区分することとする。

(3) 留出品の数量

イ 前記(2)イの場合（ただし書の場合を除く。）

Naphtha, Kerosene, gas oil 及び Bottom oil の数量は、常圧蒸留塔より留出する数量とし、gas の数量は、原料原油数量から gas 以外の留出品の合計数量を差し引いた数量とする。

ロ 前記(2)イのただし書の場合

Naphtha, Kerosene, gas oil の数量は、常圧蒸留塔より留出する数量とし、Bottom oil の数量は、原料原油の数量から、Naphtha, Kerosene 及び gas oil の合計数量を差し引いた数量とする（注、この場合 gas は、Bottom oil に含まれることとなる。）。

ハ 前記(2)ロの場合

原料原油の数量を差圧式流量計の表示に基づく数量をもつてあん分して得られる数量とする。この取扱いにより算定した数量が、原料原油の分析成績、製造計画等よりみて異常と認められる場合には、当該流量計の精度、運転条件等を調査し、じ後の保税作業において適正な数量の算出ができるよう必要な措置を講ずるよう指導すること。

ニ 常圧蒸留塔に併設されている整合塔により処理される Naphtha の数量は当該整合塔より留出する数量とする。

(4) 留出品の価格

原料課税の計算の基礎となる各留出品の価格は、四半期ごとに改訂するものとし、次により算出することとする。

gas の価格 = C 重油の卸売価格 $\times 0.8$

Naphtha の価格 = 揮発油の卸売価格（内国消費税額を除く。） $\times 0.6$

Kerosene の価格 = 灯油の卸売価格 $\times 0.6$

gas oil の価格 = 軽油の卸売価格 $\times 0.6$

Bottom oil の価格 = C 重油の卸売価格 $\times 0.8$

（注）卸売価格は、各四半期の前月を除く最近 3 カ月の「卸売物価指数月報」（日本銀行統計局発行）に記載された価格の平均価格（10円未満切捨て）とする。

(5) 保税作業を継続する留出品の数量

積戻し予定の石油製品（船（機）用品及び軍納品を含む。以下同じ。）の製造に供

する留出品は、外貨のまま保税作業を継続させることとし、当該留出品の数量は、次に定めるところによる。

イ 薬品洗浄、水添脱硫等精製作業を行う場合には、積戻し予定の石油製品の数量（添加物を加えない数量とする。以下同じ。）と等しい数量とする。

ロ 混合を行う場合には、積戻し予定の石油製品の数量に当該留出品の混合比率を乗じて得られる数量とする。

ハ 改質又は分解を行う場合には、積戻し予定の石油製品の数量と等しい数量とする（注、改質又は分解工程において発生するガス等国内に引き取られるものは、保税作業により製造されたものとはみなさない。）。

ニ 減圧蒸留を行う場合には、2に定めるところにより、積戻し予定の石油製品を製造するに必要とする見込み数量とする。

2. 減圧蒸留留出品についての原料課税

(1) 数量の確認

前記1(1)に準ずる。ただし、原料 Bottom oil の数量を、差圧式流量計によつて確認しても差し支えない。

(2) 原料課税の対象品目区分

減圧蒸留塔より留出する留出品を gas oil, Lubricating oil stock 及び Asphalt に区分し、原料課税を行うこととする。

留出品の区分に当たつては、次による。

イ gas oil は、燃料油（分解されて燃料油となるものを含む。）に供される留出品とする。

ロ Lubricating oil stock は、潤滑油又は Paraffin の製造に供される留出品とする。

ハ Asphalt は蒸留残留物とする。

(3) 留出品の数量

イ 原料 Bottom oil の数量をタンク検尺又は容積式流量計により測定する場合 gas oil 及び Lubricating oil stock をタンク検尺又は容積式流量計により測定した場合には、gas oil 及び Lubricating oil stock の数量は、当該測定した数量とし、Asphalt の数量は、原料 Bottom oil の数量から gas oil 及び Lubricating oil stock の合計数量を差し引いた数量とする。留出品の数量を差圧式流量計により測定した場合には、前記1-(3)ハに準ずるものとする。

ロ 原料 Bottom oil の数量を差圧式流量計により測定する場合

各留出品の数量はタンク検尺又は容積式流量計により測定した数量とする。この場合の原料 Bottom oil は、各留出品の合計数量とする。

(4) 留出品の価格

原料課税の計算の基礎となる各留出品の価格は、四半期ごとに改訂するものとし、次により算出することとする。

gas oil の価格＝軽油の卸売価格×0.7

Lubricating oil stock の価格＝モーターオイルの卸売価格×0.5

Asphalt の価格＝アスファルトの卸売価格×0.7

(注) 前記 1(4)の注に同じ。

(5) 保税作業を継続する留出品の数量

積戻し予定の石油製品の製造に供する留出品は外貨のまま保税作業を継続させることとし、当該留出品の数量は、次に定めるところによる。

イ gas oil については、前記 1(5)のイ、ロ及びハに準じて算出される数量とする。

ロ Lubricating oil stock から潤滑油又は Paraffin を製造する場合には、硫酸洗浄、白土コンタクト等精製工程においてロス率が確認できる場合又は明らかな場合には、当該ロス率を用いて計算される積戻し予定の石油製品の数量に対応する数量とし、その他の場合は、積戻し予定の石油製品の数量と等しい数量とする（注、抽出又は脱ろう工程において分離され国内に引き取られるものは、保税作業により製造されたものとはみなさない。）。

ハ Asphalt は積戻し予定の数量と等しい数量とする。ただし Blown Asphalt については、ロス率が確認できる場合又は明らかな場合には、当該ロス率を用いて計算される積戻し予定の Blown Asphalt の数量に対応する数量とする。

(6) 減圧蒸留留出品についての原料課税の特例扱い

前記 2(3)に定める数量の確認ができない場合又は困難な場合には、便宜、積戻し予定石油製品の製造に要する留出品の数量（前記 2(5)に定める数量）に次に定める係数を乗じて得られる数量を、当該積戻し予定の石油製品の製造に使用された原料 Bottom oil の数量として処理して差し支えない。

gas oil	0.80
Lubricating oil stock	1.05
Asphalt	0.65

3. その他

(1) 保税作業終了前に留出品の一部を引き取る場合の取扱い

保税作業の終了前に当該保税作業において留出する留出品の一部につき移出を希望する場合は、当該保税作業について工場側が作成する製造計画に基づき、当該製造計画の留出品の予定数量以内の数量（原料原油の分析成績、過去の実績等を勘案し、保税作業終了までに留出する数量を超えないと認められる数量とする。）について輸入（納税）申告を行わせ、輸入を許可した後移出を認めるものとする。この場合、当該申告に係る留出品の課税標準の計算は、製造計画表に基づく留出予定数量により計算するものとする。

当該保税作業の終了後、原料原油の使用量及び各留出品の数量確定後における関税法第58条の2の規定による輸入（納税）申告を行う際は、当該申告に係る各留出品の全数量に対する課税標準から先に輸入許可を受けた留出品の課税標準を控除した数値によるものとする。

(2) 2種類以上の原料原油を使用した場合の申告書記載について

2種類以上の原料原油を使用して保税作業を行い、留出品の一部を輸入する場合、当該留出品に見合う原料についての輸入（納税）申告書記載要領は、次によることと